

ご旅行条件 (要約)

< お申し込みの際は、ご旅行条件をご確認の上、お申し込みください >

●募集型企画旅行契約

この旅行は、共立観光株式会社(新潟県十日町市駅通り120-3。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。
旅行契約の内容・条件は、募集広告、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

- (1)当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入していただき、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は「旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取扱いいたします。
- (2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して、3日以内に申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。
- (3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。
- (4)お申込金(おひとり様)
 - ・日帰り旅行 … 3,000円
 - ・宿泊をとまなう国内旅行 … 10,000円

●契約締結の拒否

- 当社は、下記の場合において募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1)当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないとき。
 - (2)応募旅行者数が募集予定数に達したとき。
 - (3)旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
 - (4)当社の業務上の都合があるとき。

●当社の解除権(旅行開始後の解除)

- 当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても、旅行者に理由を説明して、募集型企画旅行契約の一部を解除することがあります。
- (1)旅行者が病氣、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないとき。
 - (2)旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫等により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。
 - (3)天災地変、戦乱、暴動、運送や宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

●保護措置

当社は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認められたときは、必要な措置を講ずることがあります。
この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用は旅行者の負担とし、旅行者は当該費用を当社が指定する期日までに当社が指定する方法で支払わなければなりません。

●旅行契約の解除

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。
尚、旅行契約の解除期日は、当社の営業日並びに営業時間内に解除する旨を申し出ていただいた日を基準といたします。

国内旅行に係る取消料(キャンセル料)

契約解除の日		取消料(おひとり様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1. 21日目にあたる日以前の解除(日帰り旅行にあつては11日目)	無料
	2. 20日目(日帰り旅行にあつては10日目)にあたる日以降の解除(3~6を除く)	旅行代金の20%
	3. 7日目にあたる日以降(4~6を除く)	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	5. 出発当日の集合時間前の解除	旅行代金の50%
	6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

●旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のない限りエコノミークラス)、宿泊をとまなう場合はその宿泊費、食事代、見学料がかかる場合はその見学料、添乗員同行の場合はその同行費用、及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。
なお、食事代や見学料等で旅行代金に含まれない項目がある場合は、その旨を旅行日程等に明示してご案内いたします。
(コースに含まれない交通費、出発地・集合地までの交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません)

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。

●契約内容の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の募集型企画旅行契約の内容を変更することがあります。
ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に説明します。

●個人情報の取扱について

当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等に提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2026年2月1日を基準としています。
又、旅行代金は2026年2月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。
なお、このパンフレットは、旅行業法第12条の4及び5による説明書面、契約書面の一部になります。

コロナウイルス等 感染拡大予防についてのお願い

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症(2類相当)から「5類感染症」に移行され、感染対策は個人・事業所等の選択を尊重した“自主的な取組が基本”となりましたが、引き続きツアーご参加のお客様方には自主的な感染対策を施していただき、健康で安全なツアー催行にご協力くださいますよう、よろしくお願ひいたします。

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う支店での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく記載の取扱管理者にお尋ねください。